

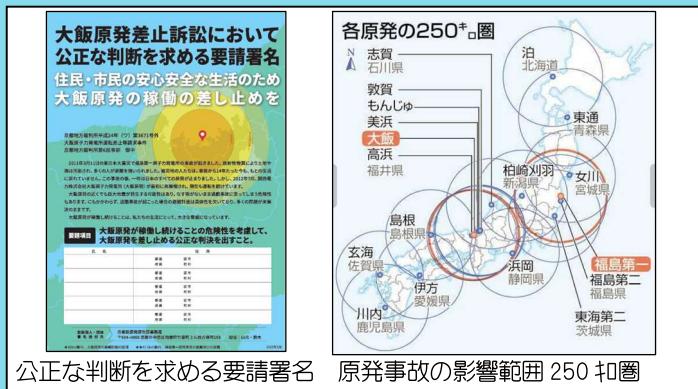
# NO NUKE'S まちの便り まちの声

非核平和自治体情報誌

2026.1.15 第39号

発行: 非核の政府を求める京都の会

## ●大飯原発差止訴訟の判決に向けた情勢と展望



## ●回想の中の欧州平和博物館



特集:「大飯原発差し止め訴訟」と「欧州平和博物館」

## 一目 次一

京都地裁の大飯原発差止訴訟の判決に向けた情勢と展望 ······ 2頁

渡辺輝人（京都脱原発弁護団事務局長、弁護士）

資料 原発差止め等を求める脱原発訴訟の全国的動向について ······ 4頁

NO NUKES 編集部

連載：「世界における非核・脱原発への挑戦⑯」 ······ 5頁

回想の中の欧洲平和博物館

若尾祐司（本会常任世話人、名古屋大学名誉教授）

連載：「原発のない日本を求めて、講演行脚⑲」 ······ 7頁

UPZ 住民を高線量下でも放置

—2025年10月原災指針改正—

市川章人（本会共同代表、日本科学者会議会員）

# 京都地裁の大飯原発差止訴訟の判決に向けた情勢と展望

渡辺輝人（京都第一法律事務所 弁護士）

## 1 請求の概要と経過

京都地方裁判所に係属している大飯原発差止訴訟は、2012年12月の提訴以降、第6次まで原告の追加提訴があり、合計で3457名の方が訴訟に参加しました。現在、訴訟は2026年7月14日の判決に向けて山場を迎えてます。

この訴訟では

- ①関西電力に対して大飯原発3, 4号機の運転差し止め
- ②国と関西電力に対し運転差止まで原告一人あたり1万円／月の慰謝料

を求めてます。当初は大飯原発1, 2号機の運転差止も求めていましたが、2017年に関西電力が自ら廃炉にしたために取り下げました。100万キロワット級の原発が廃炉になったのは全国でも大飯原発だけで、実質的な勝訴といえます。

## 2 なぜ大飯原発の運転差止を求めるのか

原告は、以下の三つの大きな争点を設定して、訴訟を闘っています。

### 争点1 日本はどこでも巨大地震が起きえる

日本は世界有数の地震国です。陸域ではどこでもマグニチュード7クラスの地震に襲われる可能性があります。巨大地震はこれまで活断層が見当たらない地域でも発生しています。若狭湾は過去に大きい地震が起きたことが知られているのに最近は大きい地震が起きておらず、近い将来にマグニチュード7クラスの地震が起きる可能性が十分あります。しかし現在の科学では地震の直前予知はできず、大飯原発近傍でマグニチュード7クラスの地震が起こった場合、強い地震動によって大飯原発の施設が壊れ、また敷地が隆起して復旧作業ができないなどの原因で、過酷事故に至る危険性が十分にあります。

### 争点2 大飯原発の地盤の不均質さ

大飯原発の敷地には15本の断層破碎帯があります。関西電力が行った地質調査や地盤調査の元資料を詳しく調べたところ、断層に沿って深部にまで地層が乱れ岩盤が脆弱であることが明らかになりました。このような地盤は地震時に異常震動を引き起こします。

関西電力は規制委員会の審査会合において、調査結果の生データを判りやすい正確な形で提示することなく、堅固な岩盤であると誘導する曖昧な表現によって地盤の脆弱性を隠蔽し、自分勝手な

都合のよい地盤構造モデルを捏造して審査をすり抜けました。

捏造された地盤構造モデルでは基準地震動は過小に評価されます、大飯原発は地震に対して安全であるとは決して言えません。



### 争点3 避難計画は実施できない

政府、京都府、舞鶴市をはじめとする地元自治体は、大飯原発の過酷事故を想定して、住民避難計画を策定しています。しかし、舞鶴市など大飯原発の30km圏内の自治体では、原発の過酷事故発生時は屋内退避が原則とされ、避難時にはバスを借り切って地域ごとに集合して避難するなどするものです。建物が壊れたらどうするのか、どうやって危険な地域にバスを運行させるのか、放射性物質が飛散する中で、誰が避難誘導をするのか、病気や体調で自宅から動けない方はどうするのかなど、実際には何も解決できておらず、避難計画は“絵に描いた餅”です。一方、京都市の人口密集地域など30km圏外では、福島第一原発の事故（地域によっては46km圏内まで避難）の教訓からすれば避難する必要が生じるかもしれないのに、そもそも避難計画が策定されていません。これは避難の対象となる住民が多くすぎて、避難計画を作ることがおよそ不可能であることを物語っています。

巨大地震に襲われる可能性があり、敷地地盤にも問題があり、避難計画が実施困難である大飯原発は危険であるといわざるを得ず、今すぐ、運転を差し止めて廃炉にする必要があります。

## 3 証人尋問の実施

以上の主張に基づき、原告側では以下の証人（本人）の尋問を請求し、2024年7月以降実施してきました。

まず、2024年7月16日に、原告の村上道子さん（福井県おおい町）、齋藤信吾さん（京都府綾部市）、添田光子さん（京都府舞鶴市）、林森一さん（京都市左京区久多）、原龍治さん（素京都府南丹市美山町勤務）の尋問を実施し、それぞれの立場から、大飯原発で過酷事故が発生した場合には、実際に避難することは困難であることを証言して頂きました。

2024年9月17日に主尋問、2024年12月24日に反対尋問を実施した赤松純平さん

(元京都大学助教授)は地盤構造の専門家です。

(1) 大飯原発の「基準地震動策定」における①原発敷地地盤構造の評価の不合理性、②地盤モデルに妥当性がないこと、から③基準地震動に妥当性がないこと、また、(2) 基準地震動による地盤のすべり安定性評価に問題があることについてお話しして頂きます。技術的な内容ではありますが、大飯原発の敷地地盤の重大な欠陥についてかみ砕いてお話しされました。

2024年10月29日に尋問を実施した國分富夫さん（南相馬市小高）、三瓶春江さん（浪江町津島）は、本訴訟で証言するために福島県からお越し頂きました。また同じ日に尋問を実施した原告の福島敦子さん（南相馬市原町）はこの訴訟の当初からの原告です。三人には、福島第一原発事故時に近隣地域に居住していた立場から、避難の困難性、避難生活の困難性、その後の生活の困難性など、実際に原発の過酷事故が起こったときに、住民一人一人の身にどのようなことが起こるのかを具体的にお話しして頂きました。

そして、2024年11月26日二首尋問、2024年3月6日に反対尋問を実施した石橋克彦さん（神戸大学名誉教授）は福島第一原発の「原発震災」を予言したともいわれる地震学者です。石橋さんは、地震とは何なのか、活断層とは何なのか、という基本的な話から説き起こして頂き、現在の新規制基準が様々な点で不合理であり、大飯原発も、現在でも想定可能な様々な原因（例えば熊本のような大きな地震の後の大きな余震）によって壊れ、過酷事故に至る可能性があることをお話し頂きました。

#### 4 すでに結審し、判決日が指定されています

以上の尋問結果を踏まえ、9月25日14時から最終弁論が行われ、それぞれが最終準備書面を提出して、審理が終結しました。判決日が2026年7月14日14時と指定されました。

2023年に岸田政権が原発回帰政策を鮮明にして以降、原発関係の訴訟では原告側の敗訴が相次いでおり、つい先日、2024年12月25日には大津地方裁判所でも大飯原発、高浜原発、美浜原発の運転差止を求めた原告らの請求が棄却されました。原発の運転差止を求める国民・住民の願いを巡る情勢は厳しさを増しています。京都地裁の訴訟は、全国でも最大規模のものであり、主張・立証の水準も高く、訴訟の内容も独自性が強いものと自負しており、ここで勝つことは何よりも重要なことです。そのためには、判決に向けて、署名活動を継続し、裁判所に世論がこの問題に強い関心を持つていることを示していくことが重要です。原告団の皆さんには、直近の時期にも、署名用紙を配布しました。

また、京都地裁で勝っても、万一負けても、必ずや控訴審があります。そこで、2025年12月からは、控訴審に向けた委任状と控訴費用5000円を集める作業を開始しており、署名用紙と一緒に、委任状と郵便振替の用紙を原告の皆様の元へ郵送しました。京都地裁の原告団の規模を維持したまま控訴審に移行できるよう、原告の皆様はご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上



公正な判断を求める要請署名に引き続き取り組んでいます。

**資料**

## 原発差止め等を求める脱原発訴訟の全国的動向について

文責：NO NUKES 編集部

2011年3月11日東京電力福島第一原子力発電所内で発生した未曾有の深刻で過酷な重大事故を契機に、裁判所はそれまでの原発容認の姿勢を転換して、安易な原発再稼働を許さない判断を示すようになりました。

- 2014年5月21日 福井地裁 大飯原発3、4号機の運転差止を命ずる判決
- 2014年12月5日 福井地裁 大飯原発3、4号機、高浜原発3、4号機の運転差止を命ずる仮処分決定
- 2016年3月9日 大津地裁 高浜原発3、4号機の運転差止を命ずる仮処分決定
- 2017年12月13日 広島高裁 伊方原発3号機の運転差止を命ずる仮処分決定

これらの判決や仮処分決定は、残念ながら上級審ではいずれも取り消されたものの、裁判所が住民の訴えに耳を傾けて、原発の再稼働を安易に許さない判断を示したことは重要な意義があると言えます。

こうした裁判所の原発に対するきびしい判断は2011年の福島原発事故から10年近くを経過した2020年代に入っても変わることなく続いてきました。

- 2020年1月17日 広島高裁 伊方原発3号機の運転差止を命ずる仮処分決定
- 2020年12月4日 大阪地裁 大飯原発3、4号機の設置変更許可処分の取り消し判決
- 2021年3月14日 水戸地裁 東海第二原発の運転差止を命ずる判決
- 2022年5月31日 札幌地裁 泊原発1、2号機の運転差止を命ずる判決

しかし、こうした原発差止を認める裁判所の判決や仮処分決定は、2025年以降全くといっていい程姿を消しています。その重要な契機になったのは、政府が2024年12月、福島原発事故以降とってきた原子力依存を低減する方針を投げ捨て、原発の建て替えも含めた原発推進に方針を転換したことです。この方針転換に符合するように、原発差止を命ずる判決は姿を消し、住民の請求を棄却する判決が相次いでいます。

- 2025年2月21日 鹿児島地裁 川内原発1、2号機操業差止を求める請求を棄却
- 2025年3月14日 名古屋地裁 高浜原発1、2号機美浜原発3号機の運転期間延長許可等の差止、取消を求める請求を棄却
- 2025年12月25日 大津地裁 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機の運転差止を求める請求をいずれも棄却

こうした裁判所の原発の運転・再稼働を認める判決が相次ぐ中で、2025年11月21日、花角新潟県知事が東京電力刈羽原発の再稼働を容認する発言を行い、また12月10日には鈴木北海道知事が北海道電力泊原発3号機の再稼働に同意すると表明し、地方自治体レベルでも原発容認の姿勢があらわになっています。

しかし、最近、中部電力の浜岡原発で地震データを偽造している事実が明るみに出され、再稼働が見通せない事態になっています。

ここで問われているのは、規制委員会がデータの不正を見抜けなかったということです。地震大国である日本で、原発の安全性の根幹にかかわる地震データが不正に操作されていたことはきわめて深刻です。そうしたことからいっても、原発の安易な再稼働に対するきびしいチェックが必要であり、規制委員会の審査だけで十分だとする裁判所の消極的な姿勢があらためて問われています。

そして、何よりも原発再稼働を推し進める政府の方針に対峙し、これを批判して、原発再稼働を許さない運動を大きく広げていくことが求められていると考えます。



## 連載：「世界における非核・脱原発への挑戦⑯

# 回想の中の欧洲平和博物館

若尾祐司（名古屋大学名誉教授）

古い話になる。2008年夏、ウィーンから車で3時間、ハンガリーとの国境地帯にあるシュライニング城に向かった。不便な地だが、ウィーン大学教授エーマー夫妻の案内で、この城にあった欧洲平和博物館と手前の旧シナゴーグ（ユダヤ教会）を訪問した。この城はオーストリアの歴史を映し出す鏡でもある。訪問時の記憶をたどり、また最近のネット情報（Friedensburg Schlainingで検索可）を参考に、この城の過去と現在を紹介したい（図1）。

\* \* \* \* \*

### シュライニング城の歴史

まず、この城の歴史である。イスラム圏とカトリック圏の境界にある、この地の砦の存在は13世紀の文書に登場する。15世紀に強固な城塞が築かれ、1527年から1848年革命期までハンガリー伯爵バッチャーニ家の所領となった。1848年ハンガリー革命で、バッチャーニ・ラヨシュは最後の当主となる。彼はリベラルで同王国の初代首相となり、ハプスブルク帝国の反革命軍によって処刑された。その後、城は個人に買取られ、幾度か所有者を変える。その間、第一次大戦後にこの地はハンガリー領からオーストリア領に移り、第一共和制の発足でブルゲンラント州（現在の人口約30万人）が構成され、この州に属した。そのブルゲンラント州政府が、1980年に同州の文化振興政策の一環として城を買取った。

同州の文化政策を担当したのは、G.マーダー（1926-2019）である。彼は高卒後に徴兵され、第二次大戦の最終局面で1年間戦闘に加わった。西部戦線への配属で運よく米軍の捕虜となり、戦後はすぐにウィーン大学で法学を学んだ。1948年に博士試験に合格し、ブルゲンラント州の労働会議所に職を得て同州に定住する。その後、同州で弁護士事務所を持ち、社会民主党の法律相談役となり、国際人権連盟のオーストリア支部長も務めた。B.クライスキー連邦政権の成立で、同州の文化部長F.シノヴァツが連邦文化相に就任したため、その後任として1971年に同州の文化部長となり、この職を1984年まで務める。

この1980年代前半、ソ連のSS20配備に対抗するNATOのトマホーク中距離核ミサイル配備の決定に対し、米ソの谷間にある欧洲の人々の危機感は一挙に高まった。反核運動の火が燃え広がり、新左翼の歴史家E.P.トムソンの「抗議して生き残れ protest and survive」や森滝市郎の発した「ヨーロシマ」が、人々の合い言葉になった時代だった。

こうした時代背景の中、購入した城の積極的活用を図るべくマーダーは、1982年に「平和研究・平和教育センター」を設置し、センター長としてこ

の事業に専念する。1985年にはクリスキー前連邦首相を委員長とする100人委員会を設置し、センターの名称も「オーストリア平和・紛争解決研究センタ



(図1) 平和の城シュライニング  
(<https://www.friedensburg.at>).  
2025年10月1日).

ー」(英語名は同平和研究センターACP)に改称した。

### ACPの基本理念と活動

クリスキー自身の手による同委員会声明は、センターの基本理念を次のようにうたった。「すでに前世紀に、国際平和運動はオーストリアのノーベル平和賞受賞者ベルタ・フォン・スットナーから決定的な推進力を与えられました。十有余年に渡りシリア（1972年以来）やゴラン高原（1974年以来）で、合計2万人のオーストリアの兵士が平和維持活動に従事しました。これによってオーストリアは、緊張緩和への重要な貢献を果たしています。しかし、これだけでは十分ではありません。平和維持の問題をあらゆる側面で学び、紛争の原因を究明し、平和の理念を広げられる場合にのみ、民主的国家において決定的に重要な意見の形成が可能になります。……改修されるシュライニング城は、この使命に献じられます。オーストリアの永世中立と共に、この使命が果たされるのです」。

このように、平和と中立の二つの価値を基準に、またデータに基づく確かな裏付けによって、平和

創出・紛争解決の現実の方策を探り、かつ貢献することがセンターの目的である。同センターは城を修復して整備し、宿泊施設や会議場を建て、毎年国際的な平和研究者会議を開催し、軍・民両用の平和維持活動の研修を実施した。また、旧シナゴーグを改修して平和図書館を開設し、ユネスコに働きかけて設置した「平和・紛争研究大学」(EPU:国際NGO)は3ヶ月の春と秋の学期で、1998年から修士号も認定された。

こうした活動の上に、2001年にマーダーは全国展「戦争か平和か」を開催し、その反響は大きく、これを城内の常設展示にし、欧州平和博物館が開館した。その主なトピックは、好戦的暴力の原因と構造、日常的暴力から抜け出す方法、個人や集団の紛争プロセス、平和研究と平和教育、平和アクターと平和政策、人権と世界平和である。

展示の最初は広島・長崎の原爆雲パネルに始まる(図2)。印象的なことに、そこから一挙に弱者



(図2) 広島・長崎の原爆雲パネル  
(若尾撮影、2008年8月)。

に対する強者の日常的暴力に飛び。子どもに対する大人の、女性に対する男性暴力のパネルにより、日常の権威主義的暴力が問われる。そして第一次および第二次大戦の戦場郵便(兵士の手紙)、野戦病院と看護士、戦場風景、戦後世界における経年の戦死者数一覧など、国家暴力の図示が続く。以上が第1部で、第2部はオーストリアの平和運動が過去から現在へとたどられる。スットナーの著書や遺品(図3)、戦間期のドイツ平和協会や国際和解連盟の活動家たち、戦後のロベルト・コンクの著作など、多数の平和活動家の遺品類と説明パネルの重厚な展示である。

この時期、クライスキー政権(1970-1983)の教育・家族法改革を経てオーストリアでも、子は親に、妻は夫に従うといった権威主義的服従関係が問題となり、近代社会の家族が温存していた私的暴力(夫権・親権・懲戒権)を破棄する動きが強まって

いた。「平和」の主要なテーマも、そうした世代や男女など具体的な人間関係の序列を排除する、「子どもの人権」や「女性の人権」といった社会的弱者の人権の定立にあった。

### 欧州平和博物館の閉館

だが、この社会的および文化的暴力の排除が志向された時代、同時に新自由主義の時代潮流は共産圏諸国をも巻き込み、旧ソ連邦と東欧圏諸国を解体し、中国の世界市場参入と高度経済成長を促し、通信技術の高度化とも相俟って地球規模の格差化と温暖化による人々の生活・生存危機を招いた。この事態を前にマーダーは晩年(2010年)、現在問われるべきは「平和の文化」に依拠する「経済・社会・環境政策」であり、平和研究の課題は「経済と紛争」にあるとした。すなわち、自覚的な市民社会の協力による政治の介入で「資本主義を調教」し、「公正な経済システム」へと方向付けることである。新しい市場(社会的市場)の論理を追求し、別の資本主義を、誰もが救われる社会的民主政治を導くことにある、と。

しかし、この経済的暴力を課題とする、平和博物館の刷新はなされなかった。ブルゲンラント州は100周年記念事業と銘打ち、城の全面改修のため2019年に欧州平和博物館を閉鎖した。改修後の2021年には「平和の城シュライニング」と命名し、記念展「私たちの百年—ブルゲンラントが刻んだ歴史」を開催した。この記念展を基礎に現在は地階から4階へ、「城の歴史」、「1921年以後のブルゲンラント」、「ACPの活動」、「ブレゲンラントの現在」が常設展示となっている。

この展示の変更是、世界平和の志向から過去のルート志向へという、国際主義から郷土主義への後退なの



(図3) スットナー『武器を捨てよ』  
1889年と彼女の手紙類(同前)。

か。自らの生活の場の歴史を正確に知ることは重要であるが、世界的なナショナリズムの高潮にのみ込まれないか。今は疑問符である。平和・紛争研究大学と平和図書館も、2020年前後に幕を閉じた。

(本会常任世話人)

## 連載：原発のない日本を求めて、講演行脚⑭

## UPZ 住民を高線量下でも放置 —2025年10月原災指針改正—

市川章人（日本科学者会議会員）

### ■原災時、UPZ 住民は足止めされる

昨年10月3日の「原子力災害対策指針一部改正」において、UPZ（原発から5~30km圏）住民の避難は事実上廃止という重大な変更が行われた。

従来の原災指針では、原発事故によって全面緊急事態になつた場合、UPZについては、「緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目指してOIL1を超える区域を特定し避難を実施する」となっていた。OIL1とは空間線量率が $500\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える高線量の場合である。一方、屋内退避については、あくまで「段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまで」の一時的措置であった。

しかし、指針改正によって、UPZでは「全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する」と断定的記述に変わった。期間や解除手順が示され、屋内退避3日目以降、毎日「屋内退避継続」の判断を行い、放射性プルームの滞留がなく、新たなプルーム到来もないと確認されたら「解除」するとされた。判断時に、空間線量率が $20\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える(OIL2)場合には、UPZ外への「一時移転に切り替える」ことが示された。一時移転実施は1週間以内である。

しかし、奇妙にも、OIL2よりはるかに高線量のOIL1と関わる「避難への切り替え」手順は一切示されなかつた。「避難への切り替え」の文言はあるが、それは飲料や食料が尽きるなど生活維持が困難な場合であつて、被ばくを要因とする避難への切り替えは事実上想定されていない。

### ■避難廃止の“本音”を繰り返す検討チーム会合

上記の点は原災指針だけでは読み取りにくいが、2024年3月から指針改正の準備をした原子力規制委員会の検討チーム会合の議事録で明白である。会合では、屋内退避限定・避難排除を基本とする政策的意図を繰り返し確認し、その合理化のため、新たな安全神話を掲げ、次の主張を展開した。

- ① 重大事故等対策が功を奏する。【新安全神話】
- ② 放射性物質放出は極めて少なく、被ばくは軽微。
- ③ 避難するのは健康上のリスクが大きい。
- ④ 被ばく線量をゼロにすることを目指すのではなく

\* \* \* \* \*

**【編集後記】** ●新年に入ってからも連日、地震発生ニュース。元旦震源地:青森県東方沖、マグネチュード 4.8、最大震度 2.2 日紀伊水道、M.7、震度 2.4 日岐阜県美濃、M3.9、震度 2.5 日島根県、M3.3、震度 2.6 日島根県、M6.3、震度 5 強。6 日島根県、M5.4、震度 4.7 日青森県東方沖、M4.7、震度 2.9 日千葉県 M4.7、震度 4.10 日硫黄島近海 M5.5、震度 3. ●思い出すのは、まず2年前の元旦に発生した能登半島地震、M7.6、震度 7、公式発表死者 489 人、余震回数:2121 回。未だ復興せず。●次に 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災、M7.6、最大震度 6 強、死者 19,765 人・行方不明者 2,553 人。福島第一原発崩壊により放射能汚染で 20 万人超が避難。14 年後の今も避難者 2 万人。●これでも原発を「最大限活用」しますか？(長)

編集・発行:非核の政府を求める京都の会 ☎606-8397 京都市左京区聖護院川原町 4-13 京都教育文化センター4 階  
Tel・Fax:075-771-0729 Mail:[hikaku-kyoto@nifty.com](mailto:hikaku-kyoto@nifty.com) ホームページ <http://kyoto-hikaku.la.coocan.jp/>

く、避難行動のリスクとのバランスが重要。  
⑤ 屋内退避継続が基本であり、避難への切り替えは慎重に判断すべき特別な措置。

こうして、即時避難の発動要件としての OIL1 は事実上葬られた。これは国際原子力機関 IAEA が OIL1 レベルの高線量では即時避難が原則と位置付けたことに反している。検討チームが「数日間程度」とする屋内退避期間も国際的に例のない長期である。IAEA は屋内退避中の安定ヨウ素剤の必要性も示すが、原災指針はこの点も無視している。

### ■UPZ 住民には被ばく検査も除染も保障されない

今回の原災指針改正による最大の問題は、UPZ 住民は高線量下であっても放置され、避難する機会も、被ばく検査・除染を受ける機会も失うことである。屋内退避なら避難退域時検査会場に行くことはなく、その検査会場も必置義務は解除された。万が一健康に異変が生じても何の記録もないである。

原発の最大限活用政策を進めるなら、被ばく防護も最大限を目指すべきであるが、その逆が行われている。福島原発事故から 15 年目、今なお福島は苦難の中にあり、事故の教訓と反省を改めて想起する必要がある。住民の命を守る責務を負っている自治体は、政府に積極的に働きかけ、改善を求めるべきであろう。自治体の主体性が問われている。



身体 5 か所の被ばくを 5 秒で測定できる検査機器

▲2023 年京都府避難訓練・避難帯域時検査会場

(本会共同代表)